

第18回検討委員会への提言について（「たたき台」への要望等） 野村俊幸委員

1 「条例の性格」（p 2）について

『「人権の尊重」と「健全育成」は対立する関係ではなく一体的に捉えていくべきもの』というまとめはとても大切だと思います。できれば「子ども条例」ということから、人権一般よりも「子どもの権利」とした方が、条例が取り組むべき課題がより明確になると思います。（詳しくは「第14回委員会への提言」及び25年4月24日「検討委員会の論点について」をご参照ください）

2 「人権の尊重」について（p 4）

「体罰にたよらない子育て」はとても重要ですが、学校現場でも体罰が一掃されたという現状ではないので「体罰に頼らない子育て・教育」が良いと思います。（詳しくは「検討委員会への提言・平成25年8月21日」をご参照ください）

3 「子どもに関する相談体制の充実」（p 5）について

「第三者的な性格を有する相談機関の設置」について、「第三者」という性格が求められるのは、それが相談にとどまらず、子どもの権利侵害に対する救済や紛争解決の調停・斡旋機能を有する機関であることにもよりますので「相談及び救済機関」が良いと思います。（詳しくは「第11回委員会への提言」p 2の3をご参照ください）

4 「不登校・いじめの問題」（p 7）について

条例に規定する「子ども」を18歳までとするならば、不登校の人数も「小・中学生、高校生は約17万人」とした方が良いと思います。ちなみに、ここでふれている「いじめ認知件数約20万件」は高校を含めた件数ですので、それとの整合性もとれます。（データは平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上諸問題に関する調査」文部科学省による）

5 「市民が共有できる表現を用いること」（p 5）

条例を市民の共有財産とするためにも最大限留意すべき事項だと思います。同時にこのことは、例えば「子ども権利条約」の考え方がまだ十分に市民に浸透・共有されていないので、その内容は条例に馴染まない（あるいは時期尚早）ということとは全く別の話だと思います。

権利条約は国内法の上位の法規範であり国際標準ですから、それとの整合性を図るのは行政の責務です。そもそも法律や条例を制定するのは、現状を改善するためであり、現状を追認するだけなら制定する必要はありません。仮に権利条約の内容や考え方が市民に十分浸透していないとするならば、条例制定を機にそれを一層浸透させることこそ求められます。

児童虐待防止法やDV防止法は、それまで「家庭内の問題」「男女間の個人的問題」として、いわば「私的領域」に閉じ込められていた子どもや女性の対する権利侵害について公的な課題として位置づけ、法的な救済・予防措置を制度化したものです。同時にこれらの法律は、子育てのあり方や男女関係のあり方についての国民の意識を変えていくうえでも大きな力を発揮し、広く国民の人権意識の向上に繋がってきましたので、条例も当該地域の法規範として、そのような役割を担う必要があると考えます。（詳しくは「第14回・第11回委員会への提言」及び「第17回会議録」p9~p10、p 15の【野村委員】をご参照ください）